

第2回旭川市公立大学法人評価委員会 会議録案

| | |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時 | 令和4年9月30日(金)午後3時30分～4時30分 |
| 場 所 | 旭川市職員会館2階2・3号室 |
| 出席者 | 五十嵐委員, 川島委員, 長澤委員, 中島委員, 松倉委員(五十音順) 事務局(佐藤大学公立化担当部長, 上代次長, 柴主幹, 柴田, 水野) |
| 欠席者 | なし |
| 公開・非公開 | 公開 |
| 傍聴者 | 2名(市民等:0名, 報道機関:2名) |
| 会議資料 | 次第 資料1-1 第1回会議での御意見・御質問及び対応(案) 資料1-2 公立大学法人と国立大学法人における組織, 評価の違い 資料2-1 中期目標(案)新旧対照表(第1回会議終了時点) 資料2-2 第1回会議での御意見等を踏まえた中期目標(案) 資料3 公立大学法人設立認可等に関わる経過 参考資料1 公立大学における予算について 参考資料2 令和5年度入試の概要 |
| 会議内容 | |
| 1 開会 | |
| 2 議事(1) 第1回会議における意見・質問への対応 | |
| 委員長 | 事務局から説明願う。 |
| 事務局 | (資料1-1及び1-2について説明) |
| 委員長 | 事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う。 |
| 委員 | 資料1-2の1ページ目に公立大学法人における機関の名称についてそれぞれ④に「経営審議機関」, ⑤「教育研究審議機関」とあるが, 公立大学では一般的に使用される名称なのか。 |
| 事務局 | 地方独立行政法人法では「経営審議機関」「教育研究審議機関」と規定されている。 |
| 委員長 | 実際に使用される名称は決定しているのか。 |
| 事務局 | 現時点では, それぞれ「経営審議会」「教育研究審議会」となっている。 |
| 2 議事(2) 中期目標(案)に関する審議 | |
| 委員長 | 事務局から説明願う。 |
| 事務局 | (資料2-1及び2-2について説明) |
| 委員長 | 事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う。 |
| 委員 | 資料2-2の2ページ目において「教育研究上の基本組織」に関わる表が示されている。アの大学については, 最初に学部・研究科に関わる記載があって学科に関わる記載が続いているが, イの短期大学部については, 学部に関する記載がなく学科に関わる記載のみがあり統一感がない印象がある。他の公立大学においても同様の表現か。 |
| 事務局 | 大学は, 学部・研究科がありその下に学科があるが, 短期大学部は, 学科が基本組織である。 |
| 委員 | それであれば旭川市立大学は何学部ということになるのか。 |
| 事務局 | 大学については, 経済学部と保健福祉学部の2学部で, 保健福祉学部については |

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>2学科あるので2学部3学科である。短期大学部については、法の規定に学部を設定するとされていないため2学科ということで整理している。</p> <p>他の公立大学法人においては、大学と短期大学部を有する事例について県立の大学の事例のみであるが、再度、他の事例を確認する。</p> |
| 委員長 | 原案では、表形式として表記されているが、変更することは可能なのか。 |
| 事務局 | 表記の方法については変更することが可能であると思うので検討したい。 |
| 委員長 | 大学については、原案では、1学部しかないように見えてしまうので改善が必要であると思う。短期大学部については、1学部2学科ということでよいか。 |
| 事務局 | 短期大学部については、「学部」という文言が付いているものの大学における「学部」とは異なり「短期大学」と同じ意味である。 |
| 委員 | これまでは「短期大学部」であったが、「短期大学」に変更してはどうか。 |
| 事務局 | <p>「短期大学部」という表現については、他の事例も参考にしながら定款において設定しているものであるため、原案のとおりで御理解いただきたい。</p> <p>いずれにしても、指摘があった箇所については、改めて他の事例も確認させてもらいながら、より伝わりやすい表現にできるよう検討したい。</p> |
| 委員長 | 他に意見等はあるか。 |
| 委員 | 提示されている中期目標案には記載がないが、他の企業や組織において「内部統制」や「ガバナンス」の重要性について議論されている。中期目標に記載することが適切か議論を要すると思うが、内部統制やガバナンスがしっかりしていることが教育の質の向上に繋がると思うのでニュアンスだけでも盛り込んでよいのではないか。 |
| 委員長 | 意見に対して事務局から説明はあるか。 |
| 事務局 | <p>公立大学法人における内部統制について現在把握している内容を補足すると、公立大学法人の根拠法である地方独立行政法人法が平成30年に改正され、改正内容の一つに、地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制整備に関する事項、いわゆる内部統制に関する事項についての対応が求められている。</p> <p>具体的には、内部統制に関して地方独立行政法人が作成する「業務方法書」に記載することが地方独立行政法人法に規定された。法が改正された当時、他の公立大学法人で作成していた業務方法書の内容を調べたことがあるが、内部統制に関する内容を盛り込んだ改正が行われており、法人運営に関する基本的事項、研究に係るリスクの管理に関する事項、内部監査に関する事項などに関する内容が盛り込まれていたと記憶している。</p> |
| 委員長 | 業務方法書は規程の一種なのか。 |
| 事務局 | <p>業務方法書は、法人の具体的な業務の方法の要領をまとめたものであり、設置者である市が認可をするものである。</p> <p>内部統制については、業務方法書に記載することになっている。内部統制について中期目標においては、記載しなければならないということにはなっていないが、記載することも可能であるため意見を伺いたい。</p> |
| 委員長 | 旭川市立大学において業務方法書は作成済みなのか。仮に業務方法書の作成が終了しているのであれば業務方法書の内容を確認してから中期目標に記載するか否かを判断することにはならないのか。 |
| 事務局 | 業務方法書は作成中である。内部統制については、法人として意識していただきたいし、業務方法書にも記載されるものであるが、業務方法書とは別に中期目標に記載して法人に対して示すか議論していただきたい。 |

| | |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長 | 他の事例において業務方法書での内部統制に関わる記載はどのようになっているのか。 |
| 事務局 | 他の事例の業務方法書を確認したことがあるが、国立大学法人における内部統制の記載事例を参考にしているものが多かった。 |
| 委員長 | 内部統制について業務方法書に記載されることを前提として、あとから中期目標にも記載するか否かを判断するという認識でよいか。 |
| 事務局 | 中期目標を変更する場合は議会の議決が必要になるため、中期目標に内部統制に関する記載をするか否かの判断については、このタイミングでお願いしたい。 |
| 委員長 | 承知した。 |
| 事務局 | 内部統制に関する記載をするのであれば、現在の中期目標案における「9 その業務運営に関する目標」に追記する方法があると思うが、具体的な文言について検討して次回の会議で提示したい。 |
| 委員 | 内部統制については、中期目標にも記載したほうがよいと考える。記載するのであれば「6 業務運営の改善及び効率化に関する目標」がよいのではないかと。 |
| 委員長 | 本日の意見を踏まえて、記載する箇所も含め事務局において案を検討してもらいたい。 |
| 3 報告(1) 公立大学法人設立認可等に関わる経過 | |
| 委員長 | 事務局から説明願う。 |
| 事務局 | (資料3について説明) |
| 委員長 | 事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う |
| 委員 | 公立大学法人が正式に設立される時期は、令和5年4月1日ということによいか。 |
| 事務局 | その予定である。令和5年4月1日が土曜日であるため登記等の対応について調整が必要な状況である。 |
| 委員 | 令和5年3月31日までは私立として運営され、令和5年4月1日をもって公立大学法人が設立されるとともに、高校・幼稚園・専門学校については別の法人になるという理解でよいか。 |
| 事務局 | そのとおりである。 |
| 4 その他(1) 公立大学における予算について、(2) 令和5年度入試の概要 | |
| 委員長 | その他(1)及び(2)については関連するので一括して事務局から説明願う。 |
| 事務局 | (参考資料1及び参考資料2について説明) |
| 委員長 | 事務局からの説明に対して委員から質問・意見等を伺う。 |
| 委員 | 参考資料1について関係する国からの地方交付税は、運営費交付金として公立大学法人にスライドするというイメージか。 |
| 事務局 | そのままスライドするというわけではない。運営費交付金の基礎となる地方交付税は、学生数に学部ごとに設定されている単価を乗じて基準財政需要額を算出するとされている。旭川市は、算出される基準財政需要額を上限として交付することとする。 |
| 委員 | 旭川市としては地方交付税以外の持ち出しはないという理解でいいのか。 |
| 事務局 | 地方交付税の制度上、基準財政需要額と同額が地方交付税として交付されるということではない。 現在、他の公立化している事例では、基準財政需要額を上限とし、設置に伴って過度な財政負担を伴わないこととしている場合がある。一方で、基準財政需要額を |

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 上回って交付している事例もある。 |
| 委員 | 実際の地方交付税は、基準財政需要額より少ないという理解でいいのか。旭川市から大学に対する運営費交付金の交付額について、基準財政需要額よりは少ないが実際の地方交付税よりも多いことはありえるということか。 |
| 委員 | 国からの地方交付税はそのまま公立大学法人に交付するのか。 |
| 事務局 | 運営費交付金については、国から直接公立大学に交付されるのではなく、算出される基準財政需要額を上限として、公立大学法人から必要額を申請してもらった上で旭川市から交付する。 |
| 委員 | 関係する地方交付税が入ってきて、旭川市に残るとあるということか。 |
| 事務局 | 理論上はありえると思っているが、地方交付税は用途が定められていない一般財源であり、様々な項目により算定されている。地方交付税のベースとなっている考え方について人口10万人の自治体が一定の行政サービスを提供するために必要な金額を算出するようになっており、人口規模や積雪寒冷地などの補正係数を乗じて総体の額を算出するものが基準財政需要額である。一方、税金など基準財政収入額があり、基準財政需要額と基準財政収入額の差が地方交付税として交付される。地方交付税額を交付するとすると基準財政収入額の影響もあり低額になってしまうため基準財政需要額を上限とし、公立大学法人にも自己収入の確保に努めてもらいたいと考えている。 したがって、運営費交付金は、地方交付税における基準財政需要額を参考としながらも地方交付税と同額ということにはならない。 |
| 委員 | 地方交付税は、「この分である」という形で交付されるのか。 |
| 事務局 | 積み上げとして理論上の計算はあるが、総体で交付される。「基準財政需要額を上限」というのは一つの参考であるということである。 |
| 委員 | 参考資料2について、関係して入学金減免の対象者は、公募地域型での入学者という理解か。 |
| 事務局 | 入学金減免については、公募地域型での入学者に限らず、総合選抜及び一般選抜での入学者でも旭川市内に住民票があるなどの条件を満たすことができれば対象になる考えである。 |
| 委員 | 入学金の減免は、旭川市以外の周辺8町も対象になるのか。 |
| 事務局 | 周辺8町については、公募地域型の対象にはなるが、入学金減免の対象にはならない考えである。 |
| 委員長 | 旭川市に居住していれば自動的に減免されるという理解でいいのか。 |
| 事務局 | 居住要件の確認は必要になる。 今回資料として提示している入学金など料金については、議会の議決が必要になるのであくまで現時点での予定であることを理解いただきたい。 |
| 委員 | 授業料や入学金については、現在の旭川大学と変更になっているのか。 |
| 事務局 | 変更になる。例えば授業料について、現在の旭川大学では経済学部が年間80万円、保健福祉学部保健看護学科が年間120万円である。 |
| 委員 | 在生も金額が変更になるのか。 |
| 事務局 | その予定である。 |
| 委員 | 既にアナウンスされている内容なのか。 |
| 事務局 | 見込みという形でされている。 |

| | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 全体を通して | |
| 委員長 | 予定されていた内容は終了したが全体を通して意見等はあるか。 |
| 委員 | 法人が変更になる際に、現在の旭川大学の繰越金はどのように対応されるのか。場合によっては、マイナスの資産が継承されることにはならないのか。 |
| 事務局 | 現在の旭川大学が有する金融資産については、これまでも公立大学法人与高校・幼稚園・専門学校を有する法人で分配するとして説明してきている。 |
| 委員 | 決算書はそのまま継承されるのか。 |
| 事務局 | 現在の旭川大学における学校法人会計と公立大学法人会計では会計基準が異なる。 繰越金の金額や方法については、公立化までの間でより具体的に検討することになる。 |
| 委員 | 繰越金だけではなく施設設備などの分配はできているのか。 |
| 事務局 | 施設についてはできている。 |
| 委員 | 授業料など自己収入が少なくなるので、経営上厳しい部分がある印象がある。 |
| 委員 | 志願者が増えるため、入学検定料収入は増えるのではないか。 |
| 委員長 | 教員の給与について連続性はあるのか。 |
| 事務局 | 教員の給与について概ね連続性がある。 |
| 5 次回の会議日程 | |
| 委員長 | 事務局から説明願う。 |
| 事務局 | 次回は 10 月 17 日月曜日の午後 1 時 30 分から開催したい。 (異論なし) |
| 6 閉会 | |

以 上